

国際法務部門担当者の必須知識

(12月開催)

国際技術援助契約の法律実務講座

▶ 契約交渉テクニック，ドラフティング，独禁法上の留意点

主催 一般社団法人 国際商事法研究所

講座開設の趣旨

- ▶ ご承知のように、年々、国際的技術交流が増加の傾向をたどるにつれ、一方では契約をめぐる法律上のトラブル件数も増加してきております。しかも、最近の傾向としては、トラブルの内容自体が複雑高度化してきており、企業の実務担当者は、その具体的対処方法に頭を悩ませているのが実情です。
- ▶ 本講座は、いわゆる“教科書”が無く、体系的に学習する機会が少ないと言われている、国際技術援助契約について、その法律知識から契約交渉、契約書作成上のチェック・ポイント、さらには規制法、とくに独占禁止法上の留意点までを、下掲のプログラムにそってブラクティカルな解説を行ない、実務の参考に供しようとするものです。
- ▶ 最初に、専門弁護士木村氏に独禁法上の留意点を実務の立場から解説願います。つぎにお迎えします石田氏は長く企業法務の経験を有し、学界に転出された専門家であり、本講座では、技術導入、技術輸出の交渉、契約締結など豊富なキャリアに裏づけられた貴重なお話が聞けることになっております。最後に、松田氏は、知的財産法を専門とする弁護士で、実務の関心が高い問題についても言及していただきます。主として国際技術援助契約に関する契約書をめぐる法律上の留意点について適切なリーガル・アドバイスを願うことになっております。
- ▶ 当研究所年間カリキュラムに基づく年に一度の開催を間近に控え、企業の関係部署の担当者、渉外弁護士の方々にご参加下さいますよう、ここにご案内申し上げる次第です。

開催の要領

- 日 時 2019年12月12日(木) 午前10時～午後5時
(入室は9時30分からとなります)
- 会 場 東京証券会館9階会議室
東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
(地下鉄)東西線/日比谷線:茅場町駅中央西改札口出口8番の上
電話 03(3667)9210
- 受講料 会員 33,000円(非会員 38,500円)消費税込
- 申込方法 受講申込書にご記入の上、ホームページ、Fax、または郵送によりお申込下さい。

- 申込先 東京都中央区八丁堀3-25-10(JR八丁堀ビル3階)
一般社団法人 国際商事法研究所 〒104-0032
電話 03(3553)6838～9 Fax 03(3555)1545
E-mail: ibl@ibltokyo.jp http://www.ibltokyo.jp
- 取引銀行 三菱UFJ銀行新富町支店 当座(口座番号0133913)

※録音機器、パソコン等の持込みは、ご遠慮願います。
※受講料は開催日の前営業日までにお振込み下さい。尚、お支払が遅れる場合は事前にご連絡願います(お支払後の受講料の返金または他セミナーへの振替はみとめられません。代理出席は可)。

お取消の場合は開催日の前営業日までにご連絡ください。
ご連絡の無い場合は準備の都合上、受講料は請求させていただきます。

スケジュール

日	時	テ	マ	講	師
12月12日(木)	10時～正午	I 国際技術援助契約の独占禁止法上の留意点 ○技術援助契約とは ○知的財産権と独占禁止法の関係 ○国際技術援助契約における各国独占禁止法の適用 ○典型的条項の検討 〔質疑応答〕		弁護士	木村耕太郎氏
	正午～1時	(休 憩)			
	1時～2時55分	II 国際技術援助契約の交渉と契約の諸形態 ○ネゴシエーションのチェック・ポイント ○法的、行政的規制など ○契約の対象と諸形態 ○契約の履行と管理 〔質疑応答〕		青山学院大学法学部特別招聘教授	石田正泰氏
	2時55分～3時05分	(休 憩)			
	3時05分～5時	III 国際技術援助契約書作成上のチェック・ポイント ○ライセンス契約のドラフトに関する留意点 ○ライセンス契約に盛り込むべき内容と各条項のポイント ○ライセンス契約の期間と契約終了の効果 ○近年の倒産法改正とライセンサー倒産時のライセンサー保護の問題 〔質疑応答〕		弁護士	松田俊治氏

キ.....リ.....ト.....リ.....線

(12月)		受講申込書		一般社団法人 国際商事法研究所 御中	
「国際技術援助契約の法律実務講座」を受講したく、下記のとおり申込みます。				2019年 月 日	
会社名		住所	〒		
部 課 名					
受講者名					
受講料			T E L		

※申込書が到着次第、受講票と請求書をお送り申し上げます。 ※会員について、入会案内書をご希望の方はご請求下さい。
※ご記入いただいた個人情報は、当所からの各種ご案内の目的以外には利用いたしません。